

令和5年2月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応(令和4年12月内容)

(職業安定部職業安定課)

有効求人数	44,798人	対前月比	3.1%増(3か月ぶりの増加)
有効求職者数	32,846人	対前月比	0.3%減(5か月連続の減少)
有効求人倍率	1.36倍	前月比	0.04ポイント上昇

※ 数値は季節調整値

2 「緊急雇用安定助成金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」受付終了のお知らせについて

(職業安定部職業安定課)

(職業安定部職業対策課)

「緊急雇用安定助成金」「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は、本年度末を持って終了する予定です。
申請期限を過ぎると受付できませんので、ご注意ください。

3 新たなユースエール認定企業が誕生しました！

(職業安定部訓練室)

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業2社を「ユースエール認定企業」として、認定しました。

(新たな認定企業) 稲村建設 株式会社

株式会社 ロボネット・コミュニケーションズ

鹿児島労働局発表
令和5年1月31日(火)

鹿児島労働局 職業安定部
職業安定課長 松山 和幸
地方労働市場情報官 古川 恵
TEL. 099 (219) 8711

鹿児島の雇用失業情勢(令和4年12月分)及び令和4年の概要について ～有効求人倍率は、1.36倍と、前月を0.04P上回った。～

12月の概要

求人は高水準が続いているものの、新型コロナウイルス感染症や物価上昇が雇用に与える影響について、引き続き注視が必要。

○有効求人倍率の状況

- ・有効求人倍率(季節調整値) **1.36倍** 前月より0.04ポイント上昇(3か月ぶりの上昇) (P6参照)
 - ・全国では、28番目の高さ。九州では、宮崎県、大分県、佐賀県、熊本県に次ぎ、5番目の高さ。
 - ・〔全国〕有効求人倍率(季節調整値) 1.35倍 前月と同率

- ・有効求人数(季節調整値) **44,798人** 前月より3.1%増加(3か月ぶりの増加)

- ・有効求職者数(季節調整値) **32,846人** 前月より0.3%減少(5か月連続の減少)

・就業地別有効求人倍率(季節調整値) 1.45倍 前月より0.04ポイント上昇(2か月ぶりの上昇)

※公表値としては、集計開始以降、継続的に「受理地別」(求人を受理したハローワークの所在地で求人数を集計)を使用。

「就業地別」は、求人票に記載された就業場所をもとに、実際に就業する就業地で求人数を集計し、算出したもの。

○新規求人・求職の状況

- ・新規求人倍率(季節調整値) **2.36倍** 前月より0.23ポイント上昇(3か月ぶりの上昇) (P6参照)

- ・新規求人数(原数値) **15,071人** 前年同月より 8.1%増加(23か月連続の増加) (P6参照)

主要産業の新規求人数(前年同月比)

増加した業種・・・宿泊業・飲食サービス業(26.4%増)、運輸・郵便業(25.2%増)、
卸売業・小売業(14.4%増)

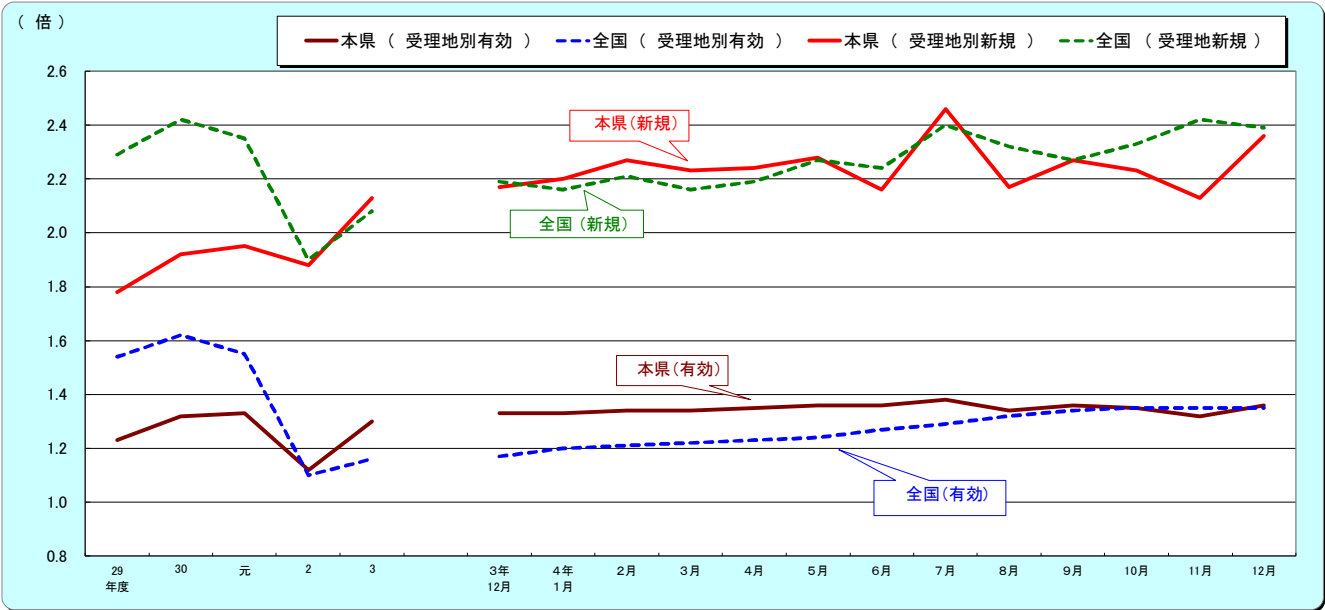
減少した業種・・・製造業(9.5%減)、サービス業(他に分類されないもの)(3.9%減)、
医療・福祉(2.7%減)、建設業(2.4%減)

- ・新規求職申込件数(原数値) **5,099人** 前年同月より 2.3%減少(2か月ぶりの減少) (P7参照)

令和4年の概要

- ・有効求人倍率(原数値) **1.35倍** 前年より0.10ポイント上昇(2年連続の上昇)

1. 求人倍率の推移(一般・パート、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



			29 年度	30	元	2	3	3年 12月	4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
有効求人倍率	受地理別	本県	1.23	1.32	1.33	1.12	1.30	1.33	1.33	1.34	1.34	1.35	1.36	1.36	1.38	1.34	1.36	1.35	1.32	1.36
		全国	1.54	1.62	1.55	1.10	1.16	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29	1.32	1.34	1.35	1.35	1.35
	就業 地別	本県	1.31	1.42	1.42	1.18	1.36	1.39	1.41	1.41	1.42	1.44	1.45	1.44	1.47	1.42	1.44	1.44	1.41	1.45
新規求人倍率	受地理別	本県	1.78	1.92	1.95	1.88	2.13	2.17	2.20	2.27	2.23	2.24	2.28	2.16	2.46	2.17	2.27	2.23	2.13	2.36
		全国	2.29	2.42	2.35	1.90	2.08	2.19	2.16	2.21	2.16	2.19	2.27	2.24	2.40	2.32	2.27	2.33	2.42	2.39
	就業 地別	本県	1.91	2.05	2.08	1.97	2.24	2.83	2.27	2.45	2.22	2.40	2.42	2.26	2.65	2.33	2.37	2.40	2.27	2.48

2. 求人の動き(一般・パート、原数値)

新規求人数は、前年同月比8.1%増と、23か月連続で前年同月を上回った。

各月右欄は、前年同月比(%)

		令和3年度		令和4年							
		(月平均)		9月		10月		11月		12月	
新規求人数 ※		14,812	13.4	15,051	4.4	16,392	1.6	15,049	3.3	15,071	8.1
D	建設業	1,473	11.8	1,516	▲ 5.3	1,659	8.8	1,348	▲ 0.8	1,360	▲ 2.4
E	製造業	1,492	28.7	1,510	▲ 4.7	1,952	1.8	1,192	2.5	1,242	▲ 9.5
H	運輸業、郵便業	532	8.9	651	26.2	645	7.0	579	1.9	552	25.2
I	卸売業、小売業	1,997	7.0	1,991	3.5	2,138	3.7	2,335	9.2	1,942	14.4
M	宿泊業、飲食 サービス業	821	23.0	991	48.8	1,080	3.1	1,003	7.6	991	26.4
P	医療、福祉	4,683	12.2	4,874	1.1	5,010	6.5	4,682	4.5	4,816	▲ 2.7
R	サービス業(他に 分類されないもの)	1,521	3.0	1,332	11.6	1,547	▲ 13.9	1,514	3.1	1,147	▲ 3.9
有効求人数		41,838	15.7	43,630	8.7	44,629	6.4	44,546	3.8	44,762	5.5

※求人数の多い主な産業のみ内数として掲載しているため、合計とは一致しない。

3-1. 求職の動き(一般・パート、原数値)

新規求職申込件数は、2か月ぶりに減少した。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		9月		10月		11月		12月	
新規求職申込件数	6,969	0.3	6,615	▲ 3.7	6,607	▲ 1.4	6,151	1.1	5,099	▲ 2.3
44歳以下	3,474	▲ 0.9	3,366	▲ 4.6	3,216	▲ 7.2	3,040	▲ 4.6	2,464	▲ 5.4
うち34歳以下	2,077	▲ 1.7	1,976	▲ 6.7	1,920	▲ 9.7	1,847	▲ 4.0	1,413	▲ 6.9
45歳以上	3,495	1.5	3,249	▲ 2.7	3,391	4.9	3,111	7.2	2,635	0.8
うち55歳以上	2,236	1.0	2,057	▲ 1.2	2,213	8.6	1,953	9.0	1,683	5.2
うち65歳以上	988	7.6	898	▲ 0.1	964	11.4	861	6.2	674	6.5
雇用保険受給資格決定件数	1,886	▲ 5.6	1,789	▲ 6.7	1,892	▲ 0.3	1,749	11.4	1,201	0.3

有効求職者数	32,302	▲ 0.3	33,120	3.7	33,014	3.5	32,230	3.0	30,399	2.4
44歳以下	15,248	▲ 0.7	15,708	3.5	15,658	2.5	15,108	▲ 0.3	14,107	▲ 0.9
うち34歳以下	9,118	▲ 1.1	9,372	2.3	9,316	1.4	9,013	▲ 1.1	8,369	▲ 1.9
45歳以上	17,054	0.1	17,412	4.0	17,356	4.4	17,122	6.1	16,292	5.4
うち55歳以上	10,953	▲ 0.5	11,173	4.8	11,146	6.2	11,031	8.7	10,485	8.5
うち65歳以上	419	8.8	4,180	8.9	4,232	11.6	4,260	12.9	3,990	12.1
雇用保険受給者実人員	6,459	▲ 5.0	6,935	▲ 0.0	6,403	▲ 0.2	6,222	▲ 2.4	6,008	▲ 0.8

3-2. 新規求職申込件数の態様別状況(一般・パートのうち常用、原数値)

「離職求職者(うち自己都合)」が、3か月ぶりに減少に転じた。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度		令和4年							
	(月平均)		9月		10月		11月		12月	
新規求職申込件数	6,907	0.3	6,582	▲ 3.5	6,578	▲ 1.3	6,108	1.3	5,049	▲ 2.5
在職求職者	2,021	5.3	1,905	▲ 2.1	1,739	▲ 1.2	1,795	▲ 3.9	1,844	▲ 3.8
離職求職者	4,238	▲ 2.5	3,987	▲ 5.6	4,172	▲ 0.5	3,743	4.2	2,818	▲ 0.7
うち事業主都合	862	▲ 14.5	635	▲ 16.2	776	▲ 2.0	678	13.0	562	7.5
うち自己都合	3,116	0.7	3,128	▲ 3.3	3,189	0.2	2,880	2.9	2,119	▲ 1.2
無業求職者	649	4.2	690	5.7	667	▲ 6.1	570	▲ 0.2	387	▲ 7.9

4. 就職の動き(一般・パート)

就職件数は45歳以上の年齢において、4か月ぶりに増加に転じた。

各月右欄は、前年同月比(%)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			9月		10月		11月		12月	
就職件数	2,596	1.0	2,468	▲ 4.3	2,389	▲ 2.6	2,144	▲ 10.9	2,010	0.2
44歳以下	1,356	▲ 3.0	1,255	▲ 5.5	1,246	▲ 2.7	1,035	▲ 19.6	1,029	▲ 1.9
うち34歳以下	735	▲ 1.9	708	▲ 6.5	695	▲ 4.4	588	▲ 20.0	557	▲ 10.0
45歳以上	1,240	1.3	1,213	▲ 3.0	1,143	▲ 2.6	1,109	▲ 0.7	981	2.5
うち55歳以上	704	4.0	715	▲ 4.4	628	▲ 4.6	631	0.5	547	5.0
うち65歳以上	220	22.0	213	▲ 20.2	177	▲ 4.3	190	▲ 5.5	168	▲ 5.1
雇用保険受給者	685	▲ 5.5	774	7.4	723	10.4	620	▲ 9.4	545	▲ 3.7

5. 正社員の求人・求職状況(原数値)

正社員有効求人倍率は、前年同月比より0.07ポイントの上昇となった。

各月のうち右欄は、前年同月比(求人数、求職者数は%、その他はポイント)

	令和3年度 (月平均)		令和4年							
			9月		10月		11月		12月	
正社員新規求人数	7,001	13.4	7,450	3.6	7,894	8.2	6,996	6.8	7,241	3.8
新規求人数に占める割合	47.3%	0.0	49.5%	▲ 0.4	48.2%	3.0	46.5%	1.5	48.0%	▲ 2.1
正社員有効求人倍率	1.08	0.17	1.13	0.05	1.16	0.07	1.17	0.05	1.24	0.07
全 国	0.90	0.70	1.02	0.13	1.04	0.13	1.07	0.14	1.11	0.14
正社員有効求人数	20,159	15.3	21,643	8.6	22,046	9.3	21,701	6.9	21,609	7.3
有効求人数に占める割合	48.2%	▲ 0.1	49.6%	▲ 0.1	49.4%	1.3	48.7%	1.4	48.3%	0.8
正社員有効求職者数(※)	18,734	▲ 2.1	19,180	3.5	19,070	3.0	18,537	1.8	17,482	1.3
有効求職者に占める割合	58.0%	▲ 1.1	57.9%	▲ 0.2	57.8%	▲ 0.2	57.5%	▲ 0.7	57.5%	▲ 0.6

(※) 正社員有効求職者数・・・パートを除く常用の有効求職者数(派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれている。)

6. 令和4年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率の推移(一般・パート、原数値)

安定所	鹿児島	熊毛	川内	宮之城	鹿屋	国分	大口	加世田	伊集院	大隅	出水	名瀬	指宿	局計
令和3年12月	1.38	1.47	1.46	1.87	1.52	1.37	1.70	1.35	1.18	1.52	1.96	1.31	1.53	1.43
令和4年1月	1.39	1.54	1.42	1.92	1.45	1.31	1.67	1.42	1.15	1.35	1.92	1.38	1.44	1.41
2月	1.45	1.56	1.45	1.91	1.50	1.30	1.58	1.40	1.17	1.20	1.96	1.39	1.43	1.43
3月	1.43	1.58	1.44	1.82	1.44	1.27	1.46	1.38	1.12	1.43	1.71	1.31	1.42	1.41
4月	1.34	1.49	1.44	1.51	1.29	1.19	1.32	1.16	0.96	1.32	1.55	1.20	1.42	1.30
5月	1.28	1.40	1.27	1.38	1.29	1.15	1.26	1.19	0.94	1.27	1.63	1.16	1.41	1.26
6月	1.28	1.23	1.25	1.36	1.33	1.19	1.27	1.14	0.96	1.32	1.62	1.17	1.51	1.27
7月	1.34	1.25	1.42	1.50	1.28	1.21	1.36	1.20	0.99	1.38	1.74	1.25	1.49	1.32
8月	1.34	1.28	1.26	1.55	1.26	1.22	1.38	1.22	0.98	1.36	1.53	1.24	1.61	1.31
9月	1.36	1.55	1.29	1.53	1.27	1.19	1.44	1.14	0.99	1.37	1.59	1.30	1.51	1.32
10月	1.38	1.70	1.42	1.59	1.33	1.20	1.53	1.12	1.03	1.40	1.67	1.36	1.48	1.35
11月	1.43	1.75	1.32	1.75	1.38	1.19	1.28	1.15	0.98	1.70	1.69	1.39	1.52	1.38
12月	1.51	2.04	1.32	1.81	1.87	1.26	1.27	1.23	0.98	1.50	1.76	1.42	1.61	1.47

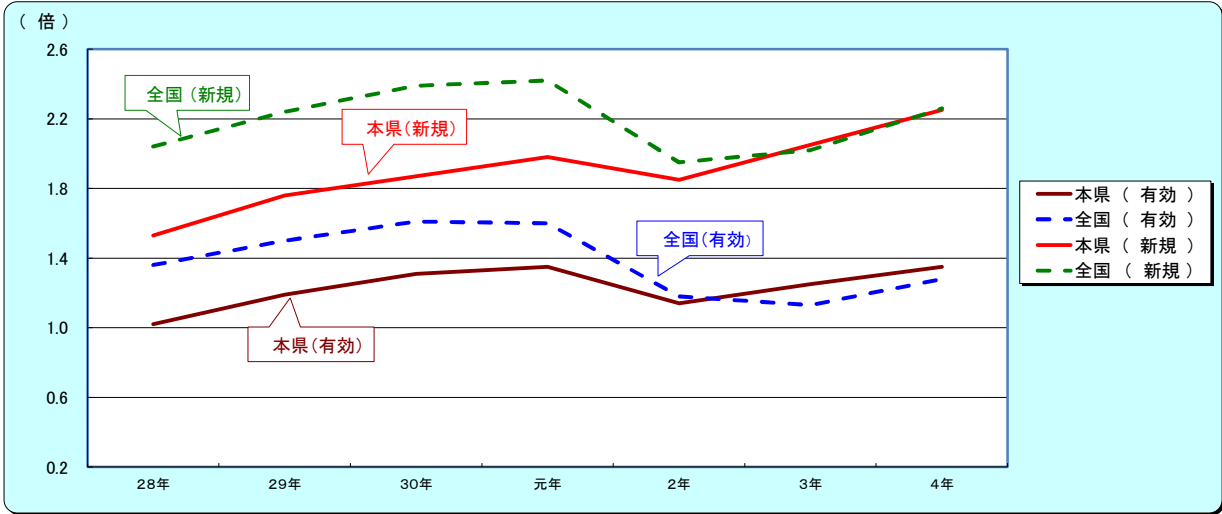
(参 考)

鹿 児 島 の 雇 用 失 業 情 勢 (令和4年総括分)

概 況

・ 鹿児島県の令和4年平均の受理地別有効求人倍率は1.35倍となり、前年を0.10ポイント上回った。
 なお、全国の令和4年平均の受理地別有効求人倍率は1.28倍となり、前年を0.15ポイント上回った。
・ 鹿児島県の令和4年平均の就業地別有効求人倍率は1.43倍となり、前年を0.12ポイント上回った。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、 原数値)



		28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年
有効求人倍率	本県	1.02	1.19	1.31	1.35	1.14	1.25	1.35
	全国	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28
新規求人倍率	本県	1.53	1.76	1.87	1.98	1.85	2.05	2.25
	全国	2.04	2.24	2.39	2.42	1.95	2.02	2.26

2. 求人・求職の動き(パートを含む、原数値)

	2年		3年		4年	
新規求人数	154,013	(▲ 14.8)	173,421	(12.6)	187,154	(7.9)
D 建設業	14,887	(▲ 0.1)	17,438	(17.1)	18,121	(3.9)
E 製造業	13,387	(▲ 14.1)	16,949	(26.6)	18,819	(11.0)
H 運輸業、郵便業	6,077	(▲ 21.8)	6,050	(▲ 0.4)	7,089	(17.2)
I 卸売業、小売業	22,088	(▲ 17.1)	23,908	(8.2)	25,122	(5.1)
M 宿泊業、飲食サービス業	8,038	(▲ 39.2)	9,273	(15.4)	11,901	(28.3)
P 医療、福祉	49,296	(▲ 8.8)	55,317	(12.2)	58,516	(5.8)
R サービス業(他に分類されないもの)	14,199	(▲ 25.9)	17,313	(21.9)	18,658	(7.8)
有効求人数	433,884	(▲ 14.1)	487,285	(12.3)	533,851	(9.6)
新規求職申込件数	83,339	(▲ 8.8)	84,606	(1.5)	83,286	(▲ 1.6)
有効求職者数	380,440	(1.5)	390,891	(2.7)	395,427	(1.2)

〈 用 語 の 解 説 〉

○新規求人数……	ハローワークにおいて当該期間中に受け付けた求人数。
○有効求人数……	「前月から繰越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計。
○新規求職申込件数……	ハローワークにおいて当該期間中に新たに受け付けた求職申込の件数と、新たにハローワークインターネットサービスからオンライン登録を行った件数(オンライン登録者)の合計。
○有効求職者数……	「前月から繰越された有効求職者数及び有効オンライン登録者」と当月の「新規求職申込件数」の合計。
○求 人 倍 率 ……	求職者数に対する求人数の割合。 求人を受理したハローワークが所在する地域ごとに集計した数値である受理地別求人倍率と、実際に就業する地域ごとに集計した数値である就業地別求人倍率がある。
⇒新規求人倍率……	「新規求人数」÷「新規求職申込件数」(新規オンライン登録者を含む)。
⇒有効求人倍率……	「月間有効求人数」÷「月間有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。
⇒正社員有効求人倍率……	「正社員の有効求人数」÷「パートを除く常用の有効求職者数」(月間オンライン登録者を含む)。 ただし、「パートを除く常用の有効求職者」には、派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
○季節調整値……	1年を周期として繰り返す季節的な要因による変動の影響を取り除いた値。 求人数や求職数は、経済状況だけでなく、社会習慣等の季節的な理由によっても変化する。 そのため、季節変動を有する系列の分析を行う際には、季節的な理由による変動を排除する必要があるため、この季節変動の除去を「季節調整」という。 毎年1回(1月分公表時に)季節調整値替えが行われ、過去の季節調整値は改訂される。
○原 数 値 ……	実際の数値(季節調整前の数値)。
○就 職 件 数 ……	ハローワークの有効求職者が、ハローワークの紹介により就職したことを確認した件数と、オンライン登録者がハローワークインターネットサービスから自主的に応募し就職が確認された件数の合計。
○一 般……	パートタイム以外のものをいう。
○パ ー ト……	パートタイムの略。1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短いものをいう。
○常 用……	雇用契約において雇用期間の定めがない、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの(季節労働を除く)。
○正 社 員……	パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに
来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や求職者がハローワークインターネットサービスの求人に
直接応募した就職件数等が含まれている。

緊急雇用安定助成金は、令和5年3月31日をもって終了する予定です

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、雇用保険被保険者とはならない労働者に係る休業を対象にした緊急雇用安定助成金を実施してきましたが、本助成金は**令和5年3月31日までの休業をもって受付を終了**します。申請期限や最後の判定基礎期間の申請方法は次のとおりです。

申請期限について

緊急雇用安定助成金の申請期限は、支給対象期間（1～3の連続する判定基礎期間）の末日の翌日から起算して2か月以内です。申請期限を過ぎた場合は、申請を受け付けることができません。

郵送又はオンライン申請による場合は、上記の日までに支給申請書等が労働局・ハローワークに**到達**していなければなりませんので、ご注意ください。

なお、**令和5年3月31日を含む判定基礎期間の申請期限は、**

令和5年5月31日まで※（必着）

です。

※ 末日締め以外の事業所の場合で、令和5年3月31日を末日とする1か月未満の判定基礎期間と、その直前の判定基礎期間を通算して申請する場合に限り、通算した判定基礎期間の初日の2か月後の日から2か月以内が申請期間となり、令和5年6月中に申請期限が来る場合があります。詳しくは下記「最後に申請する判定基礎期間について」の「20日締めの事業所の例」の②を参照してください。

最後の判定基礎期間について

令和5年3月31日を含む判定基礎期間については、賃金締め切り日や最終休業日にかかわらず、**判定基礎期間末日が一律に令和5年3月31日まで**となります。なお、令和5年4月1日以降も休業を実施した場合であっても、助成対象となるのは令和5年3月31日までに実施した休業のみとなります。

末日締めの事業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月1日～令和5年2月28日

申請期間： 令和5年3月1日 ～ 令和5年4月30日

判定基礎期間（最終）と同時に申請する場合は、令和5年5月31日まで

判定基礎期間（最終）

令和5年3月1日～令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

20日締めの事業所の例：

判定基礎期間

令和5年2月21日～令和5年3月20日

申請期間： 令和5年3月21日 ～ 令和5年5月20日

判定基礎期間（最終）

令和5年3月21日
令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年5月31日

判定基礎期間（最終）

令和5年2月21日 ～ 令和5年3月31日

申請期間： 令和5年4月1日 ～ 令和5年6月20日

判定基礎期間（最終）の初日の2か月後の日から起算して、2か月以内

雇用調整助成金について

雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続しますが、令和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討の上、改めてお知らせします。

※本リーフレットは令和5年度厚生労働省予算案の内容です。

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせください。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9：00～21：00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」 受付終了のお知らせ

申請対象期間及び申請期限

休業した期間	申請期限
令和4年10月 ～ 令和4年11月	令和5年2月28日（火）
令和4年12月 ～ 令和5年1月	令和5年3月31日（金）
令和5年2月 ～ 令和5年3月	令和5年5月31日（水）

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金は、本年度末をもって終了する予定です。
申請期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

【注意点】

- 対象となる休業は、**新型コロナウイルス感染症の影響による休業**に限ります。
- 郵送申請の場合は**申請期限必着**、オンライン申請の場合は**申請期限内に申請内容を送信**する必要があります。
- オンライン又は郵送で申請期限内に申請していれば、申請書類の不足等でシステムや郵送により返戻を受けたものを申請期限後に再提出する場合であっても、申請期限内に申請されたものとして取り扱っています。

給付金額の算定

$$\underbrace{\text{休業前の1日当たり平均賃金}}_{\text{1日当たり支給額（8,355円が上限）}} \times \underbrace{60\% \times \left[\text{各月の休業期間の日数} - \left(\begin{array}{l} \cdot \text{就労した日数} \\ \cdot \text{労働者の事情で休んだ日数} \end{array} \right) \right]}_{\text{休業実績}}$$

※ 令和4年11月末までの休業の場合は80%

お問い合わせ

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード)
- お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ
厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15



報道関係者 各位

令和5年1月31日

鹿児島労働局 職業安定部 訓練室

室 長 廣 瀬 和 泰

係 長 川 越 大 輔

電 話 099-219-8711

新たなユースエール認定企業が誕生しました！！ ～2月6日に認定通知書交付式を行います～

鹿児島労働局（鹿児島労働局長 ちゅうしょ てるひと 中 所 照仁）は「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき、若者の採用・育成に積極的で、離職率・有給休暇取得実績等、雇用管理の状況等が優良であるとして、下記企業をユースエール認定しました。

これにより、鹿児島県内で認定中のユースエール認定企業数は合計17社となりました。

《 ユースエール認定企業 》

企 業 名 : 稲村建設 株式会社	株 式 会 社 企 業 名 : ロボネット・コミュニケーションズ
所 在 地 : 鹿児島市小山田町3838-5	所 在 地 : 鹿屋市白崎町2-8 のだビル204号
事業内容 : 土木工事業	事業内容 : ソフトウェア業

《 「ユースエール認定企業」 認定通知書交付式 》

日 時 : 令和5年2月6日（月） 13時30分～

場 所 : 鹿児島労働局 山下町庁舎 第二会議室
(鹿児島市山下町13番21号 鹿児島合同庁舎3階)

《 ユースエール認定制度の目的・概要 》

雇用管理の状況などが優良な中小企業を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定するものです。認定を受けるためには、有給休暇の取得実績、残業時間、育児休業の取得実績など、多くの条件に適合する必要があります。認定された企業は、労働局・ハローワークなどで重点的にPRすること
で人材の円滑な採用を支援し、新卒者や若者とのマッチング向上を図ります。

【参考】鹿児島で働きやすい職場づくりに取り組んでいる企業一覧

URL https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/sonota/2021-0607-1.html

〈添付資料〉

- ・ ユースエール認定制度のリーフレット

～ 鹿児島労働局から、報道関係者の皆様へお願い ～

新型コロナウイルス感染防止の観点から人数制限を行う場合もありますので、取材を希望される場合は、事前に訓練室（099-219-8711）までご連絡ください。

企業

のみなさまへ

低金利融資を
うけられる

会社を
PRしてくれる

BANK

企業の
イメージアップに
つながる

〇□会社



△×会社

〇□会社



採用に、ユースエールを。

ユースエール認定制度は、若者の採用・育成に積極的かつ雇用管理の状況などが優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度です。これらの企業の情報発信を国が後押しするなど、採用活動にも役立てることができます。



若者を求めている 中小企業の皆さんへ



ユースエール認定を受けると…

国が情報発信をサポート

「新卒応援ハローワーク」などで積極的にPRできます。また、厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」にも企業情報を掲載。各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについても優先的・積極にご案内しますので、正社員就職を希望する若者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。

企業イメージがアップ

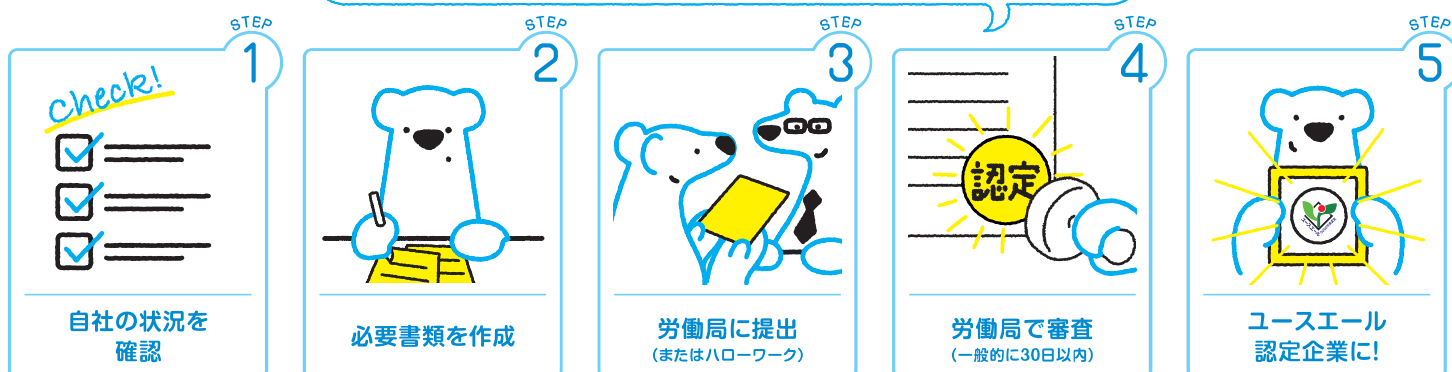
認定企業は、若者雇用促進法に基づく認定マークを、商品、広告などに付けることができます。認定マークを使用することによって、若者雇用促進法に基づく認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールできます。



低利融資も

日本政策金融公庫による低利融資や公共調達における加点評価といった特典もあり、会社の経営にも貢献します。（※詳しくは労働局へお問い合わせください。）

ユースエール認定制度を取得するには…



認定基準の一部を紹介

- 学卒求人など、若者対象の正社員の求人申込みまたは募集を行っていること
- 若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
- 「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること
- 直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下
- 前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働時間60時間以上の正社員が1人もいないこと
- 前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上
- 直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上
- 直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数を公表していること

その他詳しい認定基準については「若者雇用促進総合サイト」を参照してください。

認定企業は Web サイトに掲載!

厚生労働省が運営する「若者雇用促進総合サイト」に、ユースエール認定企業として企業情報を掲載。採用活動のPRにお役立てください。



若者雇用促進総合サイト

検索

<https://wakamono-koyou-sokushin.mhlw.go.jp/>



若者の採用・育成に積極的で 雇用管理の優良な中小企業を応援します！

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業（常時雇用する労働者が300人以下の事業主）を、若者雇用促進法に基づき厚生労働大臣が「ユースエール認定企業」として認定しています。

認定した企業の情報発信を後押しすることなどで、企業が求める人材の円滑な採用を支援し、求職中の若者とのマッチング向上を図ります。



<認定マーク>

Q「ユースエール認定企業」として認定を受けると、どんなメリットがありますか？

A ユースエール認定企業になると、以下の支援を受けることができるようになり、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待されます。

1	ハローワークなどで 重点的PRを実施	「わかものハローワーク」や「新卒応援ハローワーク」などの支援拠点で認定企業を積極的にPRすることで、若者からの応募増が期待できます。また、厚生労働省が運営する、若者の採用・育成に積極的な企業などに関するポータルサイト「若者雇用促進総合サイト」などにも認定企業として企業情報を掲載しますので、貴社の魅力を広くアピールすることができます。
2	認定企業限定の就職面接会 などへの参加が可能	各都道府県労働局・ハローワークが開催する就職面接会などについて積極的にご案内しますので、正社員就職を希望する若者などの求職者と接する機会が増え、より適した人材の採用を期待できます。
3	自社の商品、広告などに 認定マークの使用が可能	認定企業は、ユースエール認定マーク（右）を、商品や広告などに付けることができます。認定マークを使用することにより、ユースエール認定を受けた優良企業であるということを対外的にアピールすることができます。
4	日本政策金融公庫による 融資制度	株式会社日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）において実施している「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を利用する際、基準利率から－0.65%での融資を受けることができます。 ※ 基準利率は、令和4年3月1日現在（期間5年以内） 中小企業事業1.07%、国民生活事業1.82%です。 ※ 貸付期間、担保の有無などに応じて異なる利率が適用されます。 ※ 働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）の詳細は、以下のURLをご覧ください。 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/hatarakikata_m.html
5	公共調達における加点評価	公共調達のうち、価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う場合は、契約内容に応じて、ユースエール認定企業を加点評価するよう、国が定める「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」において示されています。 ※ 加点評価の詳細は、公共調達を行う行政機関によって定められています。



【認定基準】

1	学卒求人※ ¹ など、若者対象の正社員※ ² の求人申込みまたは募集を行っていること
2	若者の採用や人材育成に積極的に取り組む企業であること
3	右の要件をすべて満たしていること ・「人材育成方針」と「教育訓練計画」を策定していること ・直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の離職率が20%以下※³ ・前事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働60時間以上の正社員が1人もいないこと ・前事業年度の正社員の有給休暇の年間付与日数に対する取得率が平均70%以上又は年間取得日数が平均10日以上※⁴ ・直近3事業年度で男性労働者の育児休業等取得者が1人以上又は女性労働者の育児休業等取得率が75%以上※⁵
4	右の青少年雇用情報について公表していること ・直近3事業年度の新卒者などの採用者数・離職者数、男女別採用者数、平均継続勤務年数 ・研修内容、メンター制度の有無、自己啓発支援・キャリアコンサルティング制度・社内検定等の制度の有無とその内容 ・前事業年度の月平均の所定外労働時間、有給休暇の平均取得日数、育児休業の取得対象者数・取得者数（男女別）、役員・管理職の女性割合
5	過去3年間に認定企業の取消を受けていないこと
6	過去3年間に認定基準を満たさなくなったことによって認定を辞退していないこと※ ⁶
7	過去3年間に新規学卒者の採用内定取消しを行っていないこと
8	過去1年間に事業主都合による解雇または退職勧奨を行っていないこと※ ⁷
9	暴力団関係事業主でないこと
10	風俗営業等関係事業主でないこと
11	各種助成金の不支給措置を受けていないこと
12	重大な労働関係等法令違反を行っていないこと

※¹ 少なくとも卒業後3年以内の既卒者が応募可であることが必要です。

※² 正社員とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいい、派遣契約で業務に従事する者は除きます。

※³ 直近3事業年度の採用者数が3人または4人の場合は、離職者数が1人以下であれば、可とします。

※⁴ 有給休暇に準ずる休暇として、企業の就業規則等に規定する、有給である、毎年全員に付与する、という3つの条件を満たす休暇について、労働者1人あたり5日を上限として加算することができます。

※⁵ 男女ともに育児休業などの取得対象者がいない場合は、育休制度が定められていれば可とします。また、「くるみん認定」（子育てサポート企業として厚生労働省が定める一定の基準を満たした企業）を取得している企業については、くるみんの認定を受けた年度を含む3年度間はこの要件を不問とします。

※⁶ 3、4の基準を満たさずに辞退した場合、再度基準を満たせば辞退の日から3年以内であっても再申請が可能です。

※⁷ 離職理由に虚偽があることが判明した場合（実際は事業主都合であるにもかかわらず自己都合であるなど）は取り消します。

Q 認定企業になるには、どうすればよいですか？

A 認定企業となるためには、各都道府県労働局へ申請が必要です。上記の認定基準を満たしていることを確認した後、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。

※申請書などの提出は、ハローワークを経由して行うことができます。また、認定基準を満たしているかどうかを確認するための書類をご提出いただきます。詳細は、各都道府県労働局へお問い合わせください。

電子申請も利用できます！

ユースエールの認定申請は、持参又は郵送によるほか、e-Govポータルサイトから、電子申請の利用が可能です。ぜひご利用ください。（<https://shinsei.e-gov.go.jp/>）

本リーフレットの内容について詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。（融資制度の詳細は、株式会社日本政策金融公庫へお問い合わせください）